

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業者 代表者様

堺市障害福祉部長

事業所等における防火安全体制の徹底について（通知）

事業所等における防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者等に対し、適切な対策をお願いしてきたところですが、今般、北海道札幌市内の自立支援関連施設において火災が発生し、多数の人的被害が発生しました。

つきましては、改めて関係法令等に基づき、下記の事項を点検・実施するなど、事業所等における防火安全体制の徹底をお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

事業所等における非常災害対策について、点検を行うこと。

また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的な計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡のための整備状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業員に対する周知状況
- ④ 定期的な避難・救助等の訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的な計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等の協力が得られるような体制作りに努めること。

また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 近隣住民等との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

消火設備の設置状況について、点検を行うこと。

また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

堺市健康福祉局 障害福祉部
障害施策推進課 事業者係
TEL 072-228-7818
FAX 072-228-8918